

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

日刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 | (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

2000.3.16 No. 5102

業務全般に及ぶ大合理化＝ 外注化の承認とワンセット

定年延長問題を大合理化推進と組合つぶしの道具にするな！

全面外注化とワンセットの協定が前提！

会社は三月六日の団体交渉で、「シニア外注化の推進」を抱き合わせることについて、この大合理化を一挙に進めようとしているのだ。社員に関する諸制度のうち、60歳以下の部分は就業規則化するので全社員に適用されるが、60歳退職後の「再雇用の機会の提供」については、労使協定が前提なので、協定を締結しない組合所属の社員はその対象とならない」と言いだした。

しかもその協定では、関連会社への再雇用問題と「業務の全面的な外注化を労使で積極的に推進する」という項目がワンセットにされているというのだ。

前号で述べたとおり、企業の社会的責任としての定年延長を一切拒否したこと自体が重大な問題だが、それのみならず鉄道業務の大規模な外注化という大合理化とワンセットにし、組合がこれを積極的に推進することを協定化しなければ、「再雇用の機会」すら与えないという仕組みにされるのだ。60歳から年金が支給されるまでの生活を人質にとって毒饅頭を食えという、二重三重に許すことのできないやり方だ。

業務の全面的外注化

JR東日本が進めようとしている鉄道業務の外注化はまさに全面的なものだ。一九九七年三月の提案に基づいて、駅業務をそつくり委託してしまう攻撃は、すでにドンドン進行しているし、また、構内作業の全面的な外注化や検修作業の外注化、マルタイ作業を含む施設部門の全面的な外注化が画策されており、さらには車掌業務までが外注化の対象にされようとしている。まさ

シニア協定の実態②

にこれまでの業務の在り方の抜本的な再編を意味するような大合理化攻撃だ。

JR東日本は今回、「シニア制度」と「全面的な外注化の推進」を抱き合わせることによって、この大合理化を一挙に進めようとしているのだ。

なぜこれを隠すのか

しかもこれは、JR東労組との合作と言うべきものである。東労組は、すでに昨年一月二九日にこの提案をそつくり認める内容の「覚書」を会社と締結している。それ自体が大裏切りというべきものだが、「シニア協定」妥結により、会社の先兵となつて、この大合理化に労働者を駆りたてよう

前号で述べたとおり、企業の社会的責任としての定年延長を一切拒否したこと自体が重大な問題だが、それのみならず鉄道業務の大規模な外注化という大合理化とワンセットにし、組合がこれを積極的に推進することを協定化しなければ、「再雇用の機会」すら与えないという仕組みにされるのだ。60歳から年金が支給されるまでの生活を人質にとって毒饅頭を食えという、二重三重に許すことのできないやり方だ。

人件費の大幅削減！

「シニア制度」と「外注化」の狙いは、「高齢者の再雇用」などというきれいな看板へそれ自身ペテンだが、を掲げながら、それは総額人件費を大幅に削ることにある。JR東日本が明らかにした「再雇用賃金」は、退職後、週40時間フルタイムで働く場合で年収二〇〇万円程度というものだ。（会社が明らかにした東北地方で再雇用された場合の「最低基準額」は一九二万円）しかも会社は、

JRは一切責任なし

さらにそればかりではない。関連会社への再雇用と言つてもJR東日本は、「雇用形態は一年以内の短期雇用契約で、年金満額支給年令まで更新できる」としている。だが、更新の保障はどこにもない。会社は、再雇用先を提示するところまでしか責任をもたないと公言しており、後は「採用試験」を行うのも、合否を決めるのも、もちろん雇用契約を更新するかしないかも、一切都是再雇用先の関連会社の勝手だという構えだ。関連会社の経営がおかしくなれば一年で放りだされたり、一年目はフルタイムでも二年目はハーフタイムになつてしまふなど、次々と問題が発生するだろう。

何があつてもJRが責任をもつ必要はない仕組みを作つたという意味では、国鉄分割・民営化のやり方と全く同じである。

「ハーフタイム（週20時間雇用）ができる限り活用したい」しており、その際の賃金として会社が示したのは、年收わずか九六万円というものだ。こんな超低賃金でも、年金の報酬比例部分と合わせれば、ギリギリ生活はできるだろうという考え方だ。JRの負担はゼロ、関連企業にとつても超低賃金で労働者が確保でき、資本にとつては良いことづくめである。

そもそも、65歳まで労働者を雇用するための力など一銭もださないということ 자체が重大な問題だが、会社が考えているのはそれだけではない。会社と東労組は、業務を外注化して、そこに退職者を当てはめることで、人件費を文字通り大幅に削り込もうという魂胆だ。年収六〇〇万円、七〇〇万円の労働者を、年収二〇〇万円程度の労働者に置き換えられるのだから、企業にとってはまさに「濡れ手に粟」だ。こんなことをやれば、いずれJR本体の労働条件切り下げにはね返つてくることも明らかである。これが「シニア制度」の本質だ。

雇用保障」だとか、「第二の雇用安定協約」など冗談ではない！

政府方針にすら睡！

しかも、協定を結ばない組合には、再雇用の機会も与えないとやり方自身が言語道断としか言いようのないものである。

政府ですら、「高年令者等職業安定対策基本方針」を定め、次のとおり「希望者全員を対象するべき」としているのだ。

**65歳までの継続雇用を促進するため
希望者全員を対象とする60歳を超える
年令までの継続雇用を促進する。**

何度も強調しなければならないが、定年延長・雇用継続は、企業の社会的責任として要請されている課題なのである。しかしJR東日本と東労組は、法や政府方針にすら唾を吐はいて、「採用試験」によつて差別・選別の機会をつくり、「外注化」という猛毒を盛り込み、「協定を締結しない組合は対象にしない」というやり方で労働組合の屈伏を迫り、「シニア制度」を大合理化と組織破壊の道具にしようとしているのだ。

東労組の思惑は？

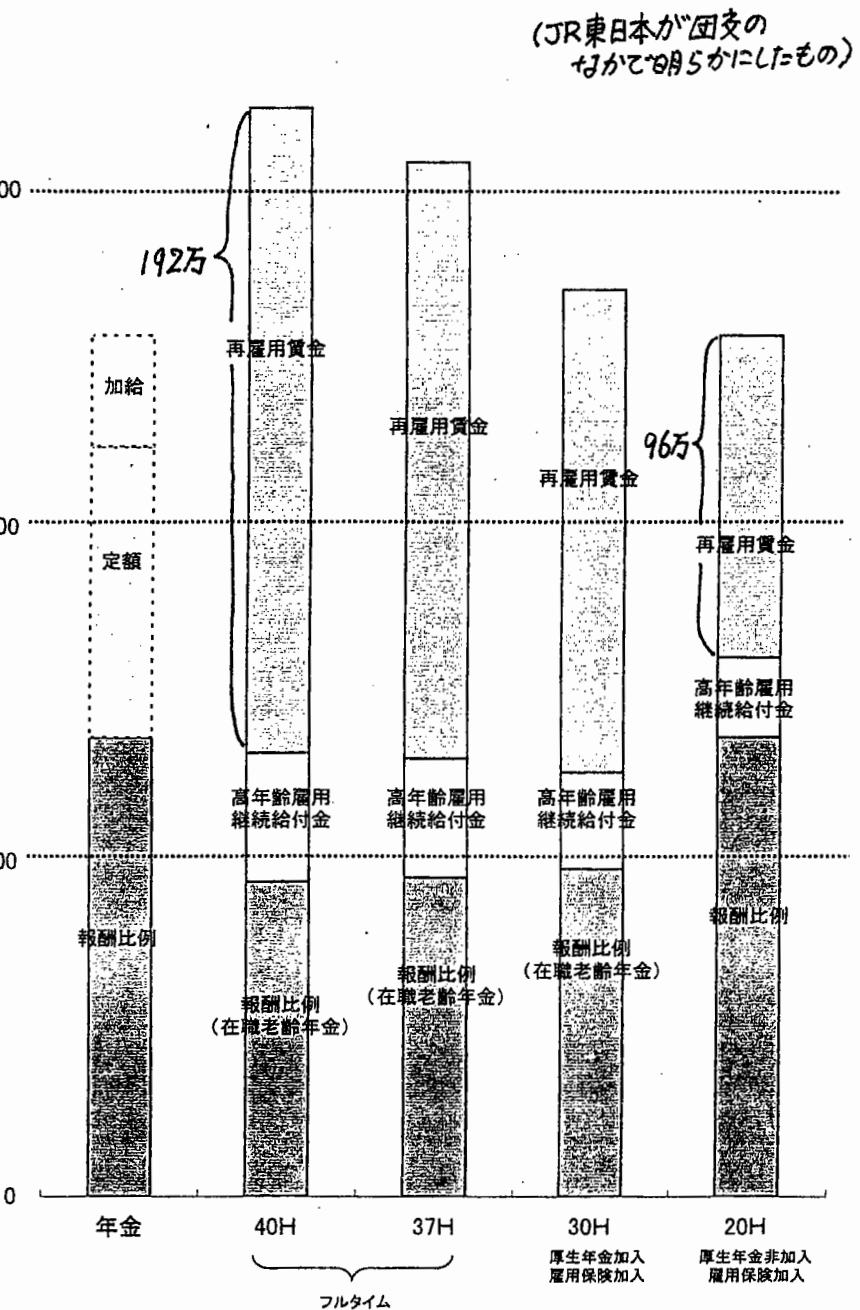
とくに東労組の思惑は、「革マル問題」をめぐる組織崩壊の危機を資本の手先になることによってのり切ろうという所にある。

雇用継続問題は、法や政府の基本方針であり、しかもJR東日本は一〇〇〇億円の経常利益をあげている企業だという条件を考えた場合、多数組合が少しでも抵抗すれば、少なくともこんなひどい「制度」になることなど一〇〇%、絶対に考えられないことだ。その意味では、東労組の裏切りの責任は重大だ。自らの延命のために全ての高齢者の雇用・権利を資本に売り渡したと言つても過言ではない裏切りだ。

老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げ

No.1	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和16年4月1日以前
	定額部分	老齢基礎年金	
60歳	65歳		
No.2	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和16年4月2日
	定額部分	老齢基礎年金	昭和18年4月1日
60歳	61歳	65歳	
No.3	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和18年4月2日
	定額部分	老齢基礎年金	昭和20年4月1日
60歳	62歳	65歳	
No.4	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和20年4月2日
	定額部分	老齢基礎年金	昭和22年4月1日
60歳	63歳	65歳	
No.5	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和22年4月2日
	定額部分	老齢基礎年金	昭和24年4月1日
60歳	64歳	65歳	
No.6	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和24年4月2日
	老齢基礎年金		昭和28年4月1日
60歳	65歳		
No.7	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和28年4月2日
	老齢基礎年金		昭和30年4月1日
61歳	65歳		
No.8	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和30年4月2日
	老齢基礎年金		昭和32年4月1日
62歳	65歳		
No.9	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和32年4月2日
	老齢基礎年金		昭和34年4月1日
63歳	65歳		
No.10	報酬比例部分	老齢厚生年金	昭和34年4月2日
	老齢基礎年金		昭和36年4月1日
64歳	65歳		
No.11		老齢厚生年金	昭和36年4月2日以降
		老齢基礎年金	
		65歳	

再雇用者の年収水準のイメージ



※ 労働時間別最低基準モデル

※ 年金は当社実在者の平均的モデルを使用